

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号
三菱商事株式会社
代表取締役 社長 小林 健



1. 吸収分割が効力を生じた日

平成 27 年 10 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項

イ. 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

当社は会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割を行ったので、該当事項はございませんでした。

ロ. 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

当社においては、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求の適用はございません。また、法令に則り債権者に対する官報公告及び電子公告を行いました。債権者の異議はございませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

イ. 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、当社の 100% 子会社であり、該当事項はございませんでした。

ロ. 会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社において、法令に則り株主に対する通知並びに債権者に対する官報公告及び電子公告を行いました。反対株主の株式買取請求並びに債権者の異議はございませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社及び吸収分割承継会社との間で締結した吸収分割契約書に基づき、権利義務の承継を実施しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸収分割の登記は、平成 27 年 10 月 1 日に実施しました。

6. 備置記録

・平成 27 年 10 月 1 日 作成、備置開始

以上